

第5章 事業の推進にかかる目標値

第1節 子ども・子育て支援新制度の概要について

子育て家庭への給付

地域子ども・子育て支援事業

施設や事業の利用に対して給付

【施設型給付】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

【地域型保育給付】

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

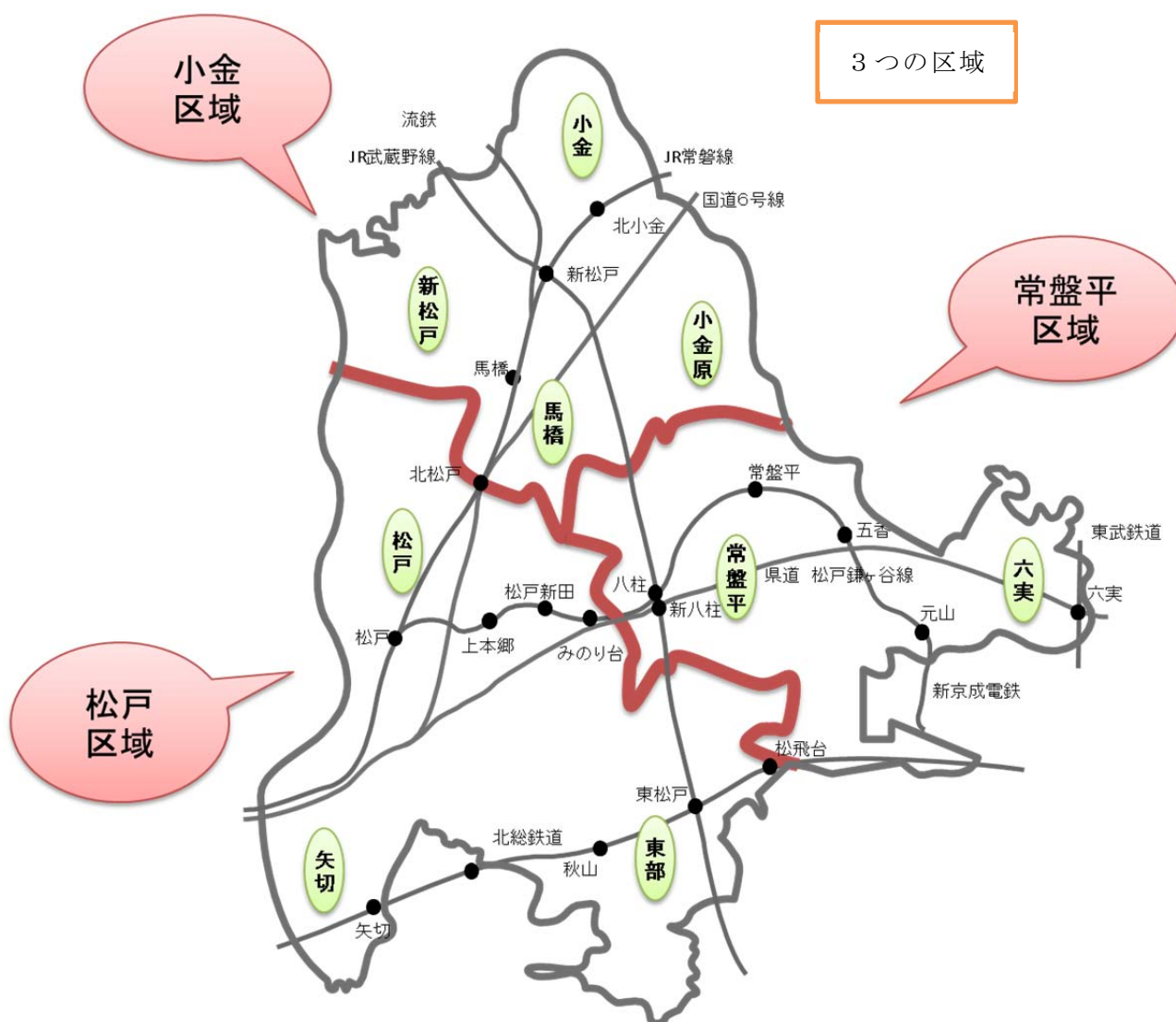
児童手当として給付

- 1、利用者支援事業
(子育てコーディネーター・利用支援コンシェルジュ)
 - 2、時間外保育事業(延長保育事業)
 - 3、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
 - 4、子育て短期支援事業(こどもショートステイ)
 - 5、乳児家庭全戸訪問事業
 - 6、養育支援訪問事業
 - 7、地域子育て支援拠点事業
(おやこDE広場・子育て支援センター)
 - 8、一時預かり事業(保育所・おやこDE広場・幼稚園など)
 - 9、病児・病後児保育事業(病後児保育事業)
 - 10、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
 - 11、妊婦健康診査事業
 - 12、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会)
 - 13、実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - 14、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ※ () 内は松戸市の事業名

第2節 区域の設定

幼稚園や保育所（園）などの「教育・保育」や地域子ども・子育て支援事業について、「区域」を設定し、区域の中で「量の見込み」と「確保方策」を定めます。この「区域」は、松戸市の人口や地理的条件、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、社会資源の状況などを総合的に勘案し、環境特性を生かした3つのまとまりを「区域」として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、本章5節のとおり、事業ごとに「区域」を定めることとします。



第3節 人口の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業について、想定する人口を基に「量の見込み」を算出します。

想定する人口は、現状を踏まえた「推計人口」の他、子育て支援、まちづくり、教育などにおける施策を講じることによる子育て世代の流入などの社会的要因を見込んだ人口増として、新たに設定した「目標人口」を定めます。

目標人口・・・松戸市総合計画において50万人都市を仮定した人口構成のうち、年少人口構成比を平成27年度の比率から補正（微増）した目標人口

推計人口・・・松戸市総合計画の推計人口（平成21年度推計）の算出方法を基に、平成22年度～平成25年度の実績を考慮した推計

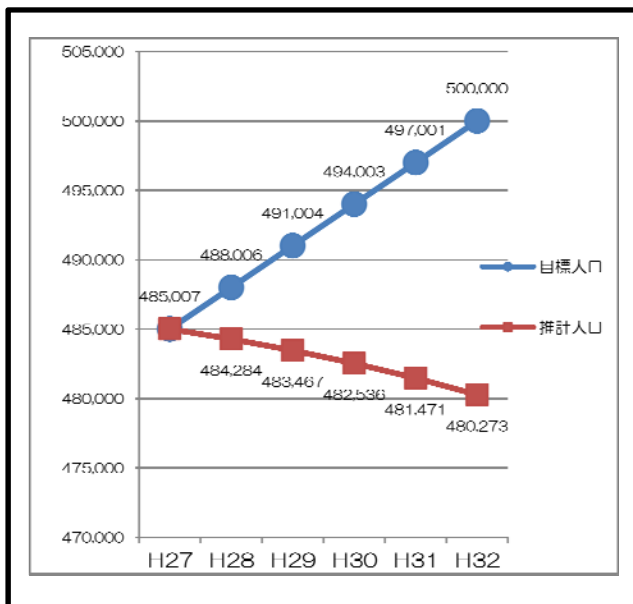
目標人口 (単位：人)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
0歳児	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
1・2歳児	7,834	7,995	8,174	8,288	8,339
3～5歳児	11,427	11,662	11,922	12,089	12,163
6～8歳児	11,762	12,005	12,271	12,443	12,519
9～11歳児	12,028	12,276	12,549	12,724	12,803
計	46,910	47,877	48,942	49,627	49,931

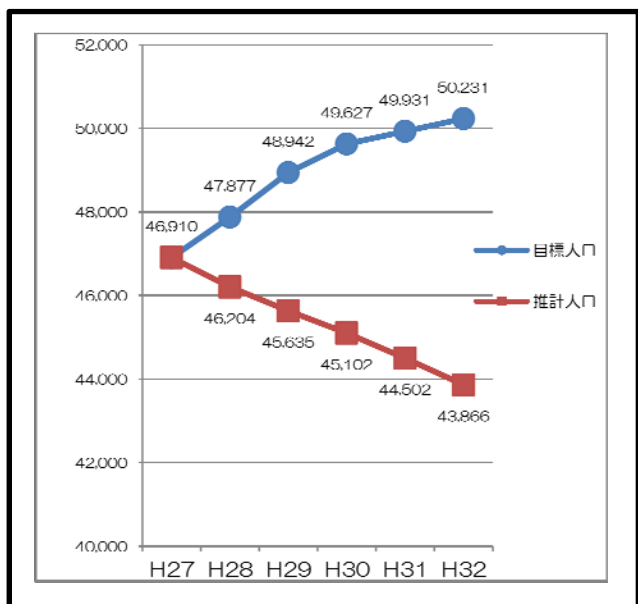
推計人口 (単位：人)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
0歳児	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656
1・2歳児	7,834	7,750	7,654	7,557	7,459
3～5歳児	11,427	11,226	11,097	11,117	10,993
6～8歳児	11,762	11,638	11,422	11,080	10,884
9～11歳児	12,028	11,778	11,699	11,634	11,510
計	46,910	46,204	45,635	45,102	44,502

〔 松戸市 全人口 〕



〔 松戸市 0～11歳人口 〕



第4節 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みについて

平成25年9月に実施した「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート」（以下「ニーズ調査」という。）の結果から「量の見込みの算出等のための手引き（平成26年1月 内閣府）」（以下「国の手引き」という。）に基づき利用意向率を算出し、設定する人口を基に教育・保育の「量の見込み」を算出します。2号及び3号の量の見込みについては、近年の保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年度の平成31年度に向けて潜在的な需要が一定割合で顕在化すると仮定し設定しています。

(2) 確保方策の設定について

教育・保育の利用状況及びニーズ調査などを踏まえ、区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行われるよう、各区域の実情に応じた「確保方策」を定めます。計画期間中、区域及び認定区分ごとに、確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。確保方策の値は、目標人口を基にした「量の見込み」に対してのものとしており、推計人口における「量の見込み」に対しても、量的に充足した値となっています。

なお、施設整備にあたっては、社会資源や子ども数の変化、財政状況を踏まえつつ、市全体として柔軟に取り組むこととします。また、市の独自対策として、認可保育所の定員弾力化などを実施します。

※ 事業計画における施設名称や認定区分の内容

【施設名称】

- 特定教育・保育施設 … 認可保育所、認定こども園、幼稚園
 確認を受けない幼稚園 … 新制度に移行しない幼稚園
 特定地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業
 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

認定区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園などでの教育を希望する方	幼稚園、認定こども園 (幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園などでの教育・保育を希望する方	保育園、認定こども園 (保育園機能)
3号認定	3歳未満		保育園、認定こども園、 小規模保育事業など

※ 2号認定のうち「教育利用希望の強い2号」とは、保育の必要性がある子育て家庭のうち、幼児期の学校教育の利用意向がある児童を示します。「その他」とは、保育の必要性がある子育て家庭のうち、保育所や認定こども園の利用意向がある児童を示します。

【参考】

推計人口に基づく教育・保育の量の見込み

(単位：人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
1号認定 (3～5歳)	6,390	6,265	6,177	6,174	6,096
2号認定 (3～5歳)	4,254	4,179	4,135	4,149	4,146
教育利用希望の強い2号	705	687	675	676	682
その他	3,549	3,492	3,460	3,473	3,464
3号認定 (1～2歳)	2,571	2,681	2,789	2,892	3,005
3号認定 (0歳)	305	454	601	744	883

【1号認定 3～5歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		6,390	6,508	6,636	6,715	6,744
確保 方策	計	9,361	8,965	8,456	7,902	7,645
	特定教育・保育施設	33	5,320	4,811	4,257	4,000
	確認を受けない幼稚園	9,328	3,645	3,645	3,645	3,645
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
利用率 量の見込みの数/就学前児童数		55.92%	55.81%	55.66%	55.55%	55.45%

(単位：人)

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,801	2,886	2,976	3,045	3,091
確保 方策	計	3,693	3,523	3,418	3,227	3,149
	特定教育・保育施設	0	2,043	1,938	1,747	1,669
	確認を受けない幼稚園	3,693	1,480	1,480	1,480	1,480
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,098	2,094	2,090	2,069	2,034
確保 方策	計	2,774	2,684	2,439	2,149	2,034
	特定教育・保育施設	0	1,685	1,440	1,150	1,035
	確認を受けない幼稚園	2,774	999	999	999	999
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		1,491	1,528	1,570	1,601	1,619
確保 方策	計	2,894	2,758	2,599	2,526	2,462
	特定教育・保育施設	33	1,592	1,433	1,360	1,296
	確認を受けない幼稚園	2,861	1,166	1,166	1,166	1,166
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—

【2号認定 3～5歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量 の 見 込 み	計	4,254	4,342	4,442	4,512	4,587
	教育利用希望の強い2号	705	714	725	735	755
	その他	3,549	3,628	3,717	3,777	3,832
確 保 方 策	計	4,254	4,347	4,535	4,740	4,852
	特定教育・保育施設	3,505	3,925	4,230	4,540	4,652
	幼稚園の預かり保育	160	180	180	200	200
	市の独自対策	589	242	125	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
利用率 量の見込みの数/就学前児童数		37.23%	37.23%	37.26%	37.32%	37.71%

(単位：人)

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,910	1,918	1,928	1,924	1,924
	教育利用希望の強い2号	333	332	334	334	336
	その他	1,577	1,586	1,594	1,590	1,588
確保方策	計	1,910	1,918	1,928	2,024	2,044
	特定教育・保育施設	1,589	1,744	1,804	1,924	1,944
	幼稚園の預かり保育	60	80	80	100	100
	市の独自対策	261	94	44	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,337	1,409	1,487	1,555	1,623
	教育利用希望の強い2号	191	200	208	215	232
	その他	1,146	1,209	1,279	1,340	1,391
確保方策	計	1,337	1,409	1,487	1,566	1,628
	特定教育・保育施設	1,031	1,201	1,346	1,506	1,568
	幼稚園の預かり保育	60	60	60	60	60
	市の独自対策	246	148	81	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—
常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み	計	1,007	1,015	1,027	1,033	1,040
	教育利用希望の強い2号	181	182	183	186	187
	その他	826	833	844	847	853
確保方策	計	1,007	1,020	1,120	1,150	1,180
	特定教育・保育施設	885	980	1,080	1,110	1,140
	幼稚園の預かり保育	40	40	40	40	40
	市の独自対策	82	—	—	—	—
需給状況 確保方策-量の見込み		—	—	—	—	—

【3号認定 1～2歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		2,571	2,766	2,978	3,171	3,361
確保方策	計	2,571	2,766	2,978	3,189	3,399
	教育・保育施設	1,802	2,125	2,305	2,478	2,580
	地域型保育事業	144	227	439	711	819
	市の独自対策	625	414	234	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—
利用率	量の見込みの数/就学前児童数	32.82%	34.60%	36.43%	38.26%	40.30%

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		1,080	1,172	1,272	1,363	1,454
確保方策	計	1,080	1,172	1,272	1,380	1,460
	教育・保育施設	865	997	1,027	1,077	1,119
	地域型保育事業	62	88	177	303	341
	市の独自対策	153	87	68	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		875	953	1,038	1,117	1,194
確保方策	計	875	953	1,038	1,118	1,215
	教育・保育施設	516	656	756	852	892
	地域型保育事業	38	76	171	266	323
	市の独自対策	321	221	111	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		616	641	668	691	713
確保方策	計	616	641	668	691	724
	教育・保育施設	421	472	522	549	569
	地域型保育事業	44	63	91	142	155
	市の独自対策	151	106	55	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

【3号認定 0歳】

(単位：人)

全体		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		305	470	643	818	992
確保方策	計	636	726	785	926	994
	教育・保育施設	608	686	710	781	824
	地域型保育事業	28	40	75	145	170
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—
利用率	量の見込みの数/就学前児童数	7.90%	11.93%	15.97%	20.03%	24.15%

松戸区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		132	220	312	406	500
確保方策	計	309	379	419	466	501
	教育・保育施設	296	354	369	390	406
	地域型保育事業	13	25	50	76	95
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

小金区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		85	133	184	235	286
確保方策	計	182	202	202	274	287
	教育・保育施設	173	193	193	227	240
	地域型保育事業	9	9	9	47	47
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

常盤平区域		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み		88	117	147	177	206
確保方策	計	145	145	164	186	206
	教育・保育施設	139	139	148	164	178
	地域型保育事業	6	6	16	22	28
	市の独自対策	—	—	—	—	—
需給状況	確保方策-量の見込み	—	—	—	—	—

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、ニーズ調査による利用希望や利用状況を参考に定めます。なお、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出は、「第3節 人口の設定」において定める「目標人口」を基に算出します。

【参考】

推計人口に基づく地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業 / 年度			H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	
1	利用者支援事業	(か所数)	20	22	23	26	26	
2	時間外保育事業	(人)	2,091	2,165	2,243	2,333	2,405	
3	放課後健全育成事業 (放課後子ども総合プラン)	低学年	2,401	2,396	2,365	2,324	2,291	
		高学年	718	702	707	695	685	
4	子育て短期支援事業	(人)	739	729	721	716	707	
5	乳児家庭全戸訪問事業	(人)	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656	
6	養育支援訪問事業	(人)	30	40	55	55	55	
7	地域子育て支援拠点事業	(人日)	130,608	149,463	167,652	185,316	202,282	
8	一時預かり事業	1号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	69,054	67,840	67,059	67,181	66,432
		2号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
		乳幼児一時預かり事業等	(人日)	81,087	80,125	79,112	78,166	77,082
9	病児・病後児保育事業	(人日)	5,048	4,974	4,914	4,887	4,825	
10	子育て援助活動支援事業	(人日)	4,200	3,850	3,500	3,150	2,800	
11	妊婦健康診査事業	(人)	4,234	4,182	4,128	4,074	4,011	

※地域子ども・子育て支援事業のうち、その他の事業

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業において、新たに「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が事業化されました。松戸市では、地域の子育て支援に資する事業として、事業の推進を検討してまいります。

事業名

利用者支援事業

(子育てコーディネーター・利用支援コンシェルジュ)

概要

おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。

量の見込みの算出について

子育てコーディネーターは、身近な場所で日常的に利用できる地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)のか所数とし、利用支援コンシェルジュは、各区域1か所とします。

確保方策について

子育てコーディネーターは、地域子育て支援拠点の整備に伴い配置し確保します。

利用支援コンシェルジュは、各区域に1か所ずつ配置します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(か所数)	20	22	23	26	26
確保の内容(か所数)	20	22	23	26	26
(うち子育てコーディネーター)	(19)	(21)	(22)	(23)	(23)
(うち利用支援コンシェルジュ)	(1)	(1)	(1)	(3)	(3)
需給状況(か所数)	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	10	11	11	12	12
確保の内容（か所数）	10	11	11	12	12
（うち子育てコーディネーター）	(9)	(10)	(10)	(11)	(11)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	6	7	7	8	8
確保の内容（か所数）	6	7	7	8	8
（うち子育てコーディネーター）	(6)	(7)	(7)	(7)	(7)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（か所数）	4	4	5	6	6
確保の内容（か所数）	4	4	5	6	6
（うち子育てコーディネーター）	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)
（うち利用支援コンシェルジュ）	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
需給状況（か所数）	－	－	－	－	－

事業名

時間外保育事業(延長保育)

概要

保育所(園)へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。

量の見込みの算出について

ニーズ調査を基に2号・3号児童数のうち18時以降の保育事業の利用希望を基に算出します。

確保方策について

現在も、認可保育所、小規模保育事業等で時間外保育を実施しています。今後も現行の体制を継続していきます。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673
確保の内容(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673
施設数(か所数)	68	81	98	122	137
需給状況	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	744	794	848	896	945
確保の内容(人)	744	794	848	896	945
施設数(か所数)	31	37	42	52	60
需給状況(人)	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	818	891	971	1,046	1,115
確保の内容(人)	818	891	971	1,046	1,115
施設数(か所数)	22	27	35	45	50
需給状況	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人)	529	550	574	593	613
確保の内容(人)	529	550	574	593	613
施設数(か所数)	15	17	21	25	27
需給状況	—	—	—	—	—

事業名

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

量の見込みの算出について

利用意向率は、平成31年度の保育利用率目標に合わせて37.7%とします。

確保方策について

低学年高学年ともに見込み量全てを放課後児童クラブと放課後KIDSルームで提供できるようにします。

【放課後子ども総合プランについて】

KIDSルーム実施校全てで放課後児童クラブとの連携もしくは一体的運営を実施する

【市全体】		H27			H28			H29		
		低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み(人)		3,838	3,862	7,700	4,039	3,984	8,023	4,199	4,224	8,423
確保の内容 (人)	放課後児童 クラブ	2,401	366	7,700	2,396	368	8023	2,365	387	8,423
	放課後KIDS Sルーム	1,437	3,496		1,643	3,616		1,834	3,837	
放課後児童クラブ(か所数)		44			45			45		
(うち施設拡大するか所数)		(4)			(4)			(4)		
放課後KIDSルーム (か所数)		14			17			20		
放課後子ども総合プラン (か所数)		14			17			20		
需給状況(人)		—	—	—	—	—	—	—	—	—

【市全体】		H 3 0			H 3 1		
		低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み（人）		4,332	4,359	8,691	4,499	4,526	9,025
確保の内容 （人）	放課後児童 クラブ	2,324	367	8,691	2,291	385	9,025
	放課後K I D S ルーム	2,008	3,992		2,208	4,141	
放課後児童クラブ(か所数)		45			45		
(うち施設拡大するか所数)		(4)			(2)		
放課後K I D S ルーム (か所数)		23			26		
放課後子ども総合プラン (か所数)		23			26		
需給状況(人)		—	—	—	—	—	—

事業名

子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

概要

出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます。(夜間・休日養護もあり)

量の見込みの算出について

3か年の利用実績を基に算出します。

確保方策について

平成28年度に1日あたりの利用定員を最大2.5人とします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人日)	739	755	772	783	787
確保の内容(人日)	365	755	772	783	787
需給状況(人日)	-374	-	-	-	-

事業名

乳児家庭全戸訪問事業

概要

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児などの相談や、子育て支援の情報提供を行います。

量の見込みの算出について

事業目的が、乳児家庭に対し全数訪問をめざすものであるため、0歳児推計児童数とします。

確保方策について

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ、訪問率100%をめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
確保の内容（人）	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	1,721	1,756	1,795	1,820	1,832
確保の内容（人）	1,721	1,756	1,795	1,820	1,832
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	1,251	1,277	1,305	1,324	1,331
確保の内容（人）	1,251	1,277	1,305	1,324	1,331
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	887	906	926	939	944
確保の内容（人）	887	906	926	939	944
需給状況（人）	—	—	—	—	—

事業名

養育支援訪問事業

概要

育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。

量の見込みの算出について

母子保健事業の実績（こども虐待(疑いを含む)に関する支援の実施状況)に基づき算出します。

確保方策について

養育支援訪問事業の対象となる家庭へ、訪問率100%を目指します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	30	40	55	55	55
確保の内容（人）	30	40	55	55	55
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	13	18	25	25	25
確保の内容（人）	13	18	25	25	25
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	10	13	17	17	17
確保の内容（人）	10	13	17	17	17
需給状況（人）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人）	7	9	13	13	13
確保の内容（人）	7	9	13	13	13
需給状況（人）	—	—	—	—	—

事業名

地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)

概要

乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。

量の見込みの算出について

利用者は増加傾向にあるため、これまでの実績値及び就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査に基づく、区域ごとの利用割合を参考としながら量の見込みを算定します。

確保方策について

乳幼児の保護者にとって、身近な子育て支援施設で事業を実施します。今後も現行の体制を維持し、乳幼児親子が集える場、子育てについて相談できる場を提供していきます。既存施設の開設日の拡大と新規施設を開設します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み(人日)	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506
確保の内容(人日)	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506
地域子育て支援拠点(か所数)	19	21	22	23	23
需給状況(人日)	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	63,509	73,705	84,444	94,860	104,703
確保の内容（人日）	63,509	73,705	84,444	94,860	104,703
地域子育て支援拠点(か所数)	9	10	10	11	11
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	38,631	47,378	56,560	65,588	74,271
確保の内容（人日）	38,631	47,378	56,560	65,588	74,271
地域子育て支援拠点(か所数)	6	7	7	7	7
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	28,449	33,174	38,136	42,965	47,532
確保の内容（人日）	28,449	33,174	38,136	42,965	47,532
地域子育て支援拠点(か所数)	4	4	5	5	5
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

事業名

一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

概要

- ① 通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、保育し、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
- ② 保護者の多様な保育ニーズに対応するため、園により、通常の教育時間の前や、土曜日、長期休業日にも希望する在園児の預かり、保育します。

量の見込みの算出について

1号認定による量の見込みは、国の手引きに沿った算出方法により算定し、2号認定による量の見込みは、教育・保育の量の見込み及び確保方策のうち、教育ニーズの強い2号認定児童数を基に算出します。

確保方策について

今後、私立幼稚園と協議するとともに、地域の実態や保護者の事情等を踏まえて確保していきます。最終的に、市内全幼稚園で実施していくことをめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	117,054	124,469	126,046	133,061	133,502
1号量の見込み（人日）	69,054	70,469	72,046	73,061	73,502
2号量の見込み（人日）	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
確保の内容 計	81,600	114,450	124,953	133,061	133,502
1号確保の内容（人日）	33,600	60,450	70,953	73,061	73,502
2号確保の内容（人日）	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
預かり保育実施施設数	33	40	40	40	40
需給状況（人日）	-35,454	-10,019	-1,093	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	52,401	59,110	59,893	66,399	66,616
1号量の見込み（人日）	34,401	35,110	35,893	36,399	36,616
2号量の見込み（人日）	18,000	24,000	24,000	30,000	30,000
確保の内容 計	29,700	54,000	58,800	66,399	66,616
1号確保の内容（人日）	11,700	30,000	34,800	36,399	36,616
2号確保の内容（人日）	18,000	24,000	24,000	30,000	30,000
需給状況（人日）	-22,701	-5,110	-1,093	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	38,979	39,409	39,891	40,197	40,333
1号量の見込み（人日）	20,979	21,409	21,891	22,197	22,333
2号量の見込み（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
確保の内容 計	29,700	34,500	39,891	40,197	40,333
1号確保の内容（人日）	11,700	16,500	21,891	22,197	22,333
2号確保の内容（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
需給状況（人日）	-9,279	-4,909	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み 計	25,674	25,950	26,262	26,465	26,553
1号量の見込み（人日）	13,674	13,950	14,262	14,465	14,553
2号量の見込み（人日）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
確保の内容 計	22,200	25,950	26,262	26,465	26,553
1号確保の内容（人日）	10,200	13,950	14,262	14,465	14,553
2号確保の内容（人日）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
需給状況（人日）	-3,474	—	—	—	—

事業名

一時預かり事業（その他）

概要

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などを図るため、保育所(園)・おやこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。

量の見込みの算出について

国の手引きに沿った算出方法により算定し、現在、特に利用する必要がないと考えられている方の意向等について必要な補正を加え、量の見込みを算出します。

確保方策について

一時預かりを行う施設・事業所数を増加し、一時預かり事業を充実します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	81,087	82,780	84,654	85,866	86,388
確保の内容（人日）	73,985	82,780	84,654	85,866	86,388
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	4	6	7	7	7
預かりを行う保育所（か所数）	20	22	22	22	23
需給状況（人日）	-7,102	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	32,134	32,801	33,544	34,025	34,231
確保の内容（人日）	32,134	32,801	33,544	34,025	34,231
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	2	2	3	3	3
預かりを行う保育所（か所数）	12	12	12	12	12
需給状況（人日）	0	0	0	0	0

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	27,895	28,477	29,120	29,531	29,711
確保の内容（人日）	21,657	28,477	29,120	29,531	29,711
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	2	3	3	3	3
預かりを行う保育所（か所数）	3	5	5	5	5
需給状況（人日）	-6,238	0	0	0	0

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	21,058	21,502	21,990	22,310	22,446
確保の内容（人日）	20,194	21,502	21,990	22,310	22,446
預かりを行う地域子育て支援拠点（か所数）	0	1	1	1	1
預かりを行う保育所（か所数）	5	5	5	5	6
需給状況（人日）	-864	0	0	0	0

事業名

病児・病後児保育事業

概要

病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。

※松戸市では現在、病後児保育事業のみ行っています。

量の見込みの算出について

ニーズ調査に基づく病児保育の利用意向から、「日常的若しくは緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる方」を除き、より実際の利用に即すため必要な補正を行い算出します。

確保方策について

病院、診療所、保育施設等にて病児・病後児保育事業を拡大します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	5,048	5,151	5,267	5,341	5,373
確保の内容（人日）	4,584	4,641	4,693	4,782	5,373
病児(か所数)	1	2	3	3	3
病後児(か所数)	2	1	1	2	3
需給状況（人日）	-464	-510	-574	-559	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	2,251	2,297	2,349	2,382	2,396
確保の内容（人日）	2,251	2,297	2,349	2,382	2,396
病児（か所数）	0	0	1	1	1
病後児（か所数）	1	1	1	1	1
需給状況（人日）	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	1,636	1,670	1,707	1,731	1,742
確保の内容（人日）	1,172	1,172	1,172	1,172	1,742
病児（か所数）	0	1	1	1	1
病後児（か所数）	1	0	0	0	1
需給状況（人日）	-464	-498	-535	-559	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	1,161	1,184	1,211	1,228	1,235
確保の内容（人日）	1,161	1,172	1,172	1,228	1,235
病児（か所数）	1	1	1	1	1
病後児（か所数）	0	0	0	1	1
需給状況（人日）	0	-12	-39	—	—

事業名

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

概要

地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。

量の見込みの算出について

ニーズ調査を基に、実績値を勘案して算出します。

確保方策について

子育て支援スタッフ養成講座の継続開催により、提供会員の増加を目指します。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み（人日）	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保の内容（人日）	1,600	2,250	2,900	3,550	4,200
需給状況（人日）	-2,600	-1,950	-1,300	-650	—

事業名

妊婦健康診査事業

概要

母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。

量の見込みの算出について

母子健康手帳交付数(妊娠届出数)に、0歳児人口の増加率及び受診実績を考慮し算出します。

確保方策について

妊娠届をした方は、妊婦健診受診の有無の把握が可能なため、未受診の状態であれば、地区担当保健師より受診勧奨をし、受診率100%をめざします。

【市全体】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505
確保の内容 (人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【松戸】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	1,888	1,928	1,970	1,998	2,009
確保の内容 (人)	1,888	1,928	1,970	1,998	2,009
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【小金】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	1,373	1,401	1,432	1,453	1,460
確保の内容 (人)	1,373	1,401	1,432	1,453	1,460
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

【常盤平】	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
量の見込み (人)	973	993	1,015	1,030	1,036
確保の内容 (人)	973	993	1,015	1,030	1,036
需給状況 (人)	—	—	—	—	—

第6節 その他の事業の目標値

○市町村事業計画において、「区域」ごとに定めることとなっている、

(1) 幼児期の学校教育・保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

以外にも、重点的に取り組む施策について、市として目標値を設けます。

事業		H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	児童館機能施設の整備 (か所数)	3	3	4	4	5	5
2	こどもの遊び場の活用 (か所数)		2	3	3	5	5
3	生活困窮世帯の中学生の学習支援 (人)	30	60	90	90	90	90
4	中高生と赤ちゃんのふれあい体験 (校)	4	5	7	7	9	9
5	産後の支援 (人)	150	180	210	240	270	300
6	地域の子育て支援者の人材育成 (人)	70	140	180	250	320	360
7	地域の子育てボランティアの育成 (人)	20	70	120	170	220	270

(実績)

第6章 計画の評価と推進体制

第1節 評価指標と評価の公表

本計画の評価については、本計画の施策の推進により政策目的の達成度（市民満足度の向上）を測れるものとして、次の3つの視点を評価指標として設定し、毎年の調査結果の経年変化を分析するなどにより総合的に評価します。

- ① 第3章の施策の体系における「施策の方向」レベルでの子育て中の市民、及び、子どもの意識の変化についてアンケート調査を実施し、指標とします（アウトカム指標）。
- ② 第4章の施策の方向と計画事業のうち、重点的取組みの年度ごとの取組みの達成について指標とします（アウトプット指標）。
- ③ 第5章の事業の推進にかかる目標値を指標とします（アウトプット指標）。

また、実施した評価を毎年市民に公表することにより、本計画の進捗状況等を明らかにし、子どもと子育て家庭を支える地域、市民、支援者等が主体的にそれぞれの役割を担う判断基準を持てるようにします。

なお、平成29年（中間年）に見直しをはかります。

第2節 計画の推進体制

本計画を確実に推進していくためには、計画そのものの精度を維持するための仕組みを構築することが求められます。

- ① 本計画により支援される主体（利用者等）に意図が伝わらず、進むべき方向や対応が間違ってしまうことも少なくないため、多岐にわたる実施施策をわかりやすく利用者へ伝える「情報発信の仕組み」をつくります。
- ② 子どもと子育て家庭を見守り地域を支える人をつくり、その裾野を拡大するために、それぞれの立場や能力に応じた地域の子育て支援者の「人材の育成と確保の仕組み」をつくります。
- ③ 松戸市として責任を持って本計画推進するという意気込みを明確にするためには、本市行政内部において計画の確実な実行、推進、達成に向けて、全庁的に課題設定をし、事業実施及び事業評価を行える仕組みを総合調整する「組織」を設置します。
- ④ 松戸市子ども・子育て会議において、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

【資料編】

松戸市子ども総合計画策定経過

●松戸市子ども・子育て会議 協議経過

	開催日	議 題
平成 25 年度 第 1 回	8 月 20 日	(1)子ども・子育て支援新制度について (2)（仮称）松戸市子ども・子育て支援計画について (3)会議の運営について
平成 25 年度 第 2 回	11 月 18 日	(1)松戸市の子ども・子育て支援の取組み状況について (2)松戸市次世代育成支援行動計画の推進と評価について (3)松戸市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について (4)意見交換「地域でどのような子どもを育てたいか」
平成 25 年度 第 3 回	1 月 20 日	(1)計画策定の基本理念について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)放課後児童クラブに関する調査結果と事業評価について
平成 25 年度 第 4 回	3 月 25 日	(1)第 3 回松戸市子ども・子育て会議の承認事項について (2)意見交換 （基準制定、教育・保育の量の見込み、カンミテイング [※] について）
平成 26 年度 第 5 回	5 月 15 日	(1)子ども・子育て支援新制度に関する事項について (2)計画策定の基本理念について （体系の柱と基本目標の設定）
平成 26 年度 第 6 回	7 月 17 日	(1)第 5 回子ども・子育て会議承認事項（基準制定の条例制定について） (2)計画策定の基本理念について (3)区域別の事業量の見込みと確保量について
平成 26 年度 第 7 回	10 月 9 日	(1)子ども・子育て支援事業計画の確保策について (2)教育・保育施設等の利用者負担の考え方について (3)計画策定の体系案について
平成 26 年度 第 8 回	11 月 20 日	(1)松戸市子ども・子育て会議 教育・保育に関する分科会の報告 (2)松戸市子ども・子育て会議 放課後児童健全育成事業に関する分科会の報告 (3)（仮称）松戸市子ども総合計画の骨子（案）について
平成 26 年度 第 9 回	1 月 22 日	(1)地域型保育事業お利用定員等について (2)松戸市子ども総合計画（案）について (3)パブリックコメントの実施について

●松戸市子ども・子育て会議 分科会協議経過

	開催日	議 題
(1)教育・保育に関する分科会	平成 26 年 10 月 16 日	支給認定基準及び利用調整について ・支給認定の有効期間と保育必要量の区分について ・優先利用について
(2)放課後児童健全育成事業に関する分科会	平成 26 年 10 月 31 日	子ども・子育て支援制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

●市民・支援団体等との意見交換会

開催日	議 題	参加者数
平成 26 年 2 月 23 日(日)	『松戸子育てフェスティバル 2014』 ～市長と話そう！「みんなで考える 松戸の子育て」～ 多くの子育て中の保護者、子育て支援関係者が集まる場で「松戸の子育てについて」さまざまな意見を聴き、計画策定に役立てる。	74 人

松戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、松戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 事業者の推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子ども・子育て会議委員	日額 8,500円
----------------	-----------

松戸市子ども・子育て会議委員名簿

●設置期間 平成25年8月20日～27年8月19日

(50音順)

分野	所属	氏名
教育関係者	元教育委員	飯沼 誠
福祉関係者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会	石井 錦一
福祉関係者	松戸市おやこDE広場ネットワーク	石田 尚美
福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会	伊藤 奈美子
公募市民		海老原 寛子
教育関係者	松戸市子ども会育成会連絡協議会	大川 悦子
福祉関係者	児童養護施設晴香園	沖 和汎
保健医療関係者	一般社団法人 松戸市医師会	小野 元子
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	神谷 明宏
福祉関係者	松戸市立保育所	小松崎 京子 (H25) 細井 淑栄 (H26)
学識経験者	日本子ども家庭総合研究所	○斉藤 進
教育関係者	松戸市私立幼稚園連合会	鈴木 悦朗
福祉関係者	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	富永 文子
教育関係者	松戸市PTA連絡協議会	奈賀 綾子
公募市民		永瀬 春美
教育関係者	松戸市立小中学校校長会	成瀬 美重子
学識経験者	聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科	◎西 智子
公募市民		野中 美幾子
福祉関係者	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	文入 加代子
福祉関係者	松戸市保育園協議会	森田 等
経済関係者	公益社団法人 松戸青年会議所	山口 恵理子
保健医療関係者	公益社団法人 松戸歯科医師会	渡辺 勝久 (H25) 大熊 勉 (H26)

◎…会長 ○…副会長

●教育・保育に関する分科会

●放課後児童健全育成事業に関する分科会

氏名		氏名	
1	飯沼 誠	1	石井 錦一
2	鈴木 悦朗	2	海老原 寛子
3	◎西 智子	3	沖 和凡
4	野中 美幾子	4	◎神谷 明宏
5	森田 等	5	森田 等

◎…座長

松戸市子ども・子育て支援計画策定ワーキングチーム名簿

●設置期間 平成25年5月28日～27年3月31日

(順不同)

役職	所属	職制	氏名
座長	財政部 財政課	主幹	青砥 英一
副座長	総務部 IT推進課	主査	黒澤 聡史
委員	子ども部 子育て支援課	主査	佐々木 仁 (H25)
委員	子ども部 子育て支援課	主事	赤羽根 由章 (H25)
			百田 大輝 (H26)
委員	子ども部 子育て支援課	主事	今川 万理
委員	子ども部 保育課	主任主事	後藤 繁樹
委員	子ども部 保育課	主査	遠藤 博幸 (H25)
委員	子ども部 保育課	主査	田代 彰信 (H25)
委員	子ども部 子ども家庭相談課	主査	佐野 友賀里 (H25)
			齊藤 由美子 (H26)
委員	子ども部 子ども家庭相談課	副保健師長	西原 淳子
委員	子ども部 子どもわかもの課	主事	山田 哲伸
委員	経済振興部 商工振興課	主任主事	木内 貴之
委員	福祉長寿部 健康福祉会館	主事	平林 優子
委員	福祉長寿部 障害福祉課	主事	磯邊 麻美 (H26)
委員	健康福祉部 健康福祉政策課	看護師長	長谷川 明美 (H25)
委員	生涯学習部 教育企画課	主査	斉藤 政彦
委員	学校教育部 指導課	指導主事	雨宮 紀美子
アドバイザー	健康福祉部 健康福祉政策課	課長補佐	中沢 豊
アドバイザー	子ども部 保育課	課長補佐	松丸 政司 (H25)
アドバイザー	子ども部 子育て支援課	課長補佐	藤谷 隆
アドバイザー	管理局 市立病院総務課	課長補佐	高橋 一晃
事務局	子ども部 子育て支援課 子ども子育て政策室	室長	小島 博通 (H25)
			市川 明宏 (H26)
		課長補佐	堤 和子
		副保健師長	川鍋 愛美
		主任主事	三好 紗世 (H26)
	兼 幼児保育課	課長補佐	二宮 昭子 (H25)
			小松崎 京子 (H26)
		主幹	増山 京子
主任主事		石原 徹	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本 目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児~高校生)
I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる		<p>保育所(園)1、認定こども園3、統合保育室設置モデル事業4、児童施設等巡回相談6、児童発達支援8、通園保育9</p>	<p>幼稚園2、こども発達センターの保育所交流5、保育所等訪問支援事業7、就学接続期の保育に関する研究16、認定こども園の研究と推進18</p>	<p>幼・保・小の情報交換会15、年長児童の小学校見学17</p>	<p>放課後こども総合プランの策定と推進19、放課後KIDSルーム38,47、放課後児童健全育成事業39、</p>	<p>子どもの学習支援68</p>	<p>外来療育10 発達に関する相談・診療11、96 児童福祉館事業14、21、29、76 こどもの遊び場20、35、43 森のこども館事業22、30 博物館事業23、54 戸定歴史館事業24、55 都市公園25、34、42 21世紀と森の広場26、36、44 国際文化祭27、61 まつど国際文化大使28、62 スポーツ施設33 子ども読書推進センター37、45 子ども祭り58 家庭児童相談92 ふれあい相談室93 中核地域生活支援センターとの連携94 松戸市基幹相談支援センターCoCo95</p>
	<p>地域子育て支援拠点事業12、保育所(園)の地域交流13</p>						
				<p>青少年会館事業31、46、77、放課後等デイサービス32、松戸少女発明クラブへの補助57、青少年相談員活動59、75、青少年教室78、青年講座(18歳~)79、家庭教育相談員87、少年相談90、青少年の健全育成事業98、子どもの相談99、少年センター機能の強化100</p>			
				<p>外国人の子どもへの学習支援67、教育相談・就学相談86、こどもSOSカードの配布88、学校教育相談89、いじめ電話相談91、適応指導教室97、</p>		<p>海外ホームステイ体験63、72</p>	
				<p>職場体験活動51、64、80、農業体験活動52、65、81、職人の技体験活動53、66、82、ゲットユアドリーム事業60、71、85、こどもフォーラム事業73、こどもモニター事業74、地域への社会奉仕活動84</p>			
			<p>子ども会活動40、49、スポーツ少年団活動41、50、ボーイ・ガールスカウトへの補助56</p>				
					<p>市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務83</p>		
						<p>まつど地域若者サポートステーション69、若者就労支援事業70</p>	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児~高校生)	
Ⅱ 家庭育 の力が 向上し、 安心して 子育て ができる	ママパパ学級101、116、133、142、207、母子健康手帳の交付102、206、妊婦健康診査209、妊婦歯科健康診査210、産後ケア事業208、特定不妊治療費助成事業222				中学生と乳幼児のふれあい体験104		・父親への育児情報の提供103、115 ・子育てホームページ108 ・子育てガイドブックの発行109 ・まつど子育て応援大作戦事業111 ・まつどまなびいネット 114 ・子どもから広がる地域づくり事業117 ・家庭児童相談118 ・市民健康相談室120(妊娠中～) ・発達に関する相談・診療122、161 ・ゆうまつどのこころの相談128 ・児童家庭支援センターとの連携129、189 ・ふれあい相談室130、169 ・中核地域生活支援センターとの連携131、170 ・松戸市基幹相談支援センターCoCo132、171 ・食育の推進147、214 ・ひとり親家庭に対する相談支援の充実152 ・児童扶養手当153、198 ・ひとり親家庭等医療費等助成制度154、197 ・ひとり親家庭就労促進事業156、249 ・ひとり母子・父子就労促進プログラム157、250 ・母子家庭等高等訓練促進事業158、251 ・ジョイントワーク松戸160、252 ・外来療育162 ・日中一時支援244 ・障害児相談支援等165 ・心身障害児(者)一時介護料の助成172 ・心身障害児(者)及び付添人交通費の助成173 ・特別児童扶養手当175 ・障害児福祉手当176 ・心身障害児福祉手当177 ・障害福祉サービス等178 ・日本語学級学習支援179 ・庁内通訳180 ・養育支援訪問事業183、224(妊娠中～) ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化186 ・要支援家庭の相談・支援体制の構築187 ・休日土曜日夜間歯科診療所205 ・予防接種事業216 ・市内産科医療機関とのネットワーク構築223 ・労働支援事業247 ・働きたい女性の就労支援コーナー248	
	市立病院地域周産期母子医療センター203、入院助産制度195、出産育児一時金196、出産直後の育児支援事業217	乳児家庭全戸訪問事業124、188、212、育児教室123、134、145、211、離乳食教室146、健康推進員の家庭訪問213、小規模保育時事業229	わんぱく歯科くらぶ148、通園保育163、保育所等訪問支援事業168、225、口腔保健教室226、フッ化物洗口227、幼稚園就園奨励費補助金192、私立幼稚園児補助金193、私立幼稚園振興費補助金194、幼稚園の預かり保育の整備230、					
		子育て支援センターのサークル支援事業110、139、子育てサロン137、個育てサロン141、児童発達支援166、241、乳幼児健診215、利用支援コンシェルジュの設置231、一時預かり事業234、認定こども園の推進233、保育所の整備228、潜在保育士再就職支援事業232、時間外保育事業238						
	マイ保育所(園)・マイ広場105、135、143、地域子育て支援拠点事業106、121、136、144、保育所・保育園の地域交流107、138、利用者支援事業112、126、218、240、健康・育児相談119、184、219、家庭訪問125、185、220							
		健康教育149、221、子育て援助活動支援事業235						
		病児・病後児保育事業237						
		育児手当155、199、児童手当制度190、子どもの医療費助成制度191、市立病院小児医療センター202、夜間小児急病センター204						
		親のための性教育150、一時的介護164、						
		子育て短期支援事業236						
		心身障害児入学祝い金174						
		放課後児童健全育成事業239、放課後子ども総合プランの策定と推進245						
		子どもの学習支援159						
		放課後等デイサービス167、242						
		少年センターの機能強化127、外国人の子どものための日本語指導182、外国人の子どものための学習支援181						
		高等学校修学資金・松本清英学金200、高等学校入学資金貸付制度201						
	おやこっくクラブ113							
	家庭教育学級140、151							
							就労支援事業	

対象別 関連実施事業一覧表(通し番号1~100)

基本 目標	妊娠・出産	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	全年齢(乳児～高校生)	
Ⅲ地域の 特色 と活力 を生か し、子 どもと 家庭を 支える	授乳おむつ替スペースの提供事業263、子育てフェスティバル事業269、子育てサロン278						<ul style="list-style-type: none"> ・こども110番の家253 ・自主防犯パトロール事業254 ・学校安全ボランティア255 ・青パト防犯パトロール256 ・町会・自治会の見守り257 ・商店会の見守り258 ・街頭補導259 ・防犯カメラの設置260 ・安心安全情報メール・不審者情報261 ・防犯・防災・災害についての講座262 ・松戸駅周辺のまちづくり264 ・聖徳・伊勢丹との三者協定270 ・子育て関係機関の情報交換会271 ・子ども・子育て会議272 ・こども祭り273 ・自立支援協議会(こども部会)274 ・子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度275、286 ・子どもから広がる地域づくり事業276 ・地区社会福祉協議会281 ・まっとう交際文化大使285 ・市民活動団体287 	
				子どもの相談267、少年センターの機能強化268				
				学校支援地域連携事業265、家庭教育支援の取組み266				
					中高生と乳幼児のふれあい体験277			
				子ども会活動279、283、スポーツ少年団活動280、284、青少年相談員活動282				

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる	I-1 子どもが心身ともに健康やかに成長することができる	I-1- (1) 全ての子どもがともに育ちあう場を充実させる	① 子どもが育ちあう保育環境を整える	1	保育所(園)	保育を必要とする乳幼児を対象に、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				2	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の学校教育を行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				3	認定こども園	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行ない、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
				4	統合保育室設置モデル事業	心身に障害を持つ子どもを保育所へ受入れ、集団保育を実施し成長を支援しています。	幼児保育課
				5	こども発達センターの保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援しています。	幼児保育課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				6	児童施設等巡回相談(千葉県障害児等療育支援事業)	地域の保育所(園)、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童及び児童のいる施設職員に対して相談・助言を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				7	保育所等訪問支援事業	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	健康福祉会館 (こども発達センター) 障害福祉課
				8	児童発達支援(障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがよりできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっています。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				9	通園保育(児童発達支援)	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				10	外来療育	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
				11	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
		② 乳幼児の施設による地域支援の充実	12	★地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課	
			13	保育所(園)の地域交流	保育所(園)の児童と地域の乳幼児との交流や保育所(園)の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課	
			14	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場)も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課	
		I-1- (2) 幼保小が連携し、子どもの育ちを支える	① 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携	15	幼・保・小の情報交換会	幼稚園、保育所(園)、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観などを実施します。	各学校(指導課) 幼児保育課
				16	就学接続期の保育に関する研究	地域の幼稚園、保育所(園)において、就学接続期の保育について研究を実施します。	幼児保育課
				17	年長児童の小学校見学	幼稚園、保育所(園)の年長児童の小学校見学の機会を作っていきます。	各学校(指導課) 幼児保育課
				18	認定こども園の研究と推進	幼稚園と保育所などが就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。	幼児保育課
		I-1- (3) 放課後に過ごせる場をつくる	① 放課後子ども総合プランの策定	19	放課後子ども総合プランの策定と推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等				
		I-1- (4) 子どもたちが自然や多様な文化に触れる機会をつくる	① 環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充	20	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課			
				21	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課			
				22	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課			
				23	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館			
				24	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館			
				25	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課			
				26	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター			
				27	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会			
				28	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会			
				I-1- (5) 子どもたちが自由に活動できる居場所をつくる	① 小中高生の居場所づくり	29	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課	
						② 子どもが主体的に遊べる安全な場づくり	30	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
							31	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
							32	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
							33	スポーツ施設	市内には、運動公園をはじめ、スポーツパークやテニスコート、野球場、プールなどのスポーツ施設があります。	スポーツ課
		34	都市公園				市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課		
		35	こどもの遊び場				こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課		
		36	21世紀の森と広場				樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター		
		37	子ども読書推進センター				子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館		
		38	放課後KIDSルーム				小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課		
		39	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課		

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				40	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
				41	スポーツ少年団活動	生活と結びつけた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
		I-1- (6) 子どもの学びや体験の機会を増やす	① 多様な体験と交流機会の充実	42	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
				43	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整理と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子どもわかもの課
				44	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
				45	子ども読書推進センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
				46	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
				47	放課後KIDSルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
				48	★放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第3者評価の導入等により、質の向上をすすめています。	子育て支援課
				49	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
				50	スポーツ少年団活動	生活と結びつけた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
				51	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				52	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				53	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
				54	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
				55	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
				56	ボーイ・ガール スカウトへの補助	青少年の健全育成を目的として奉仕の精神を身につけ、人や社会のために貢献できる人格形成を目指し、市内のボーイスカウト団及びガールスカウト団の育成活動を支援しています。	生涯学習推進課
				57	松戸少年少女発明 クラブへの補助	青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成を図ることを目的として、実施されている少年少女発明クラブに補助しています。	生涯学習推進課
				58	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じて楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課
				59	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課
				60	ゲットユアドリーム 事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				61	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
				62	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
				63	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
			② 学習支援、就労支援の充実	64	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				65	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				66	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
				67	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、お父さんが日本語で困っているなど、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
				68	子どもの学習支援（生活困窮者対象）	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。	生活支援一課
				69	まつど地域若者サポートステーション	働くことに悩みのある15歳から39歳までの人を対象に個人面談、スキルアッププログラム、職場体験を通して就職活動をサポートしています。	商工振興課
				70	若者就労支援事業	合同企業説明会やセミナーを開催し、若者の就労支援を行っています。	商工振興課
				71	ゲットニアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
I-2 子どもが自分を信じる力をもてる	I-2- (1) 子どもが積極的に参画、活動できる機会をつくる	① 子どもの参画の機会の推進		72	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
				73	こどもフォーラム事業	こども新聞の編集・取材・施設見学等や子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。その意見を活かし、行政に反映させる取り組みを行なっていきます。	子どもわかもの課
				74	こどもモニター事業		
				75	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課
				76	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課
				77	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課
				78	青少年教室（小中高生対象）	青少年自ら、芸術・文化・スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会として、また親子・地域のかかわりを重視して開催しています。	生涯学習推進課
				79	青年講座（18歳～35歳対象）	青年に身近な課題をとりあげ学習することによって、自己表現力を高め、仲間作りを通して活力あるグループ作りをめざして開催します。	生涯学習推進課
			② 社会とのつながりの場・機会の確保	80	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
				81	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
				82	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				83	市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務	中学生や高校生などが夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	市民自治課
				84	地域への社会奉仕活動	社会福祉施設への訪問やクリーン作戦を実施します。	各学校（指導課）
				85	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
		1-2- (2) 子どもの不安や悩みを解消する	① 気軽に相談できる場の充実	86	教育相談・就学相談	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
				87	家庭教育相談員	子どもの悩み事（学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等）の相談について、電話で受け付けます。	子どもわかもの課
				88	こどもSOSカードの配布	家庭児童相談の連絡先をカードにして、子どもに配布します。	子ども家庭相談課
				89	学校教育相談	児童生徒の心の悩みや問題について適切な対応を図るため、教育相談担当教諭や養護教諭が相談にあたります。	教育研究所
				90	少年相談	非行問題について、本人・保護者からの来所・電話による相談を受けています。	子どもわかもの課
				91	いじめ電話相談	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめの電話相談を実施しています。	指導課
				92	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
				93	ふれあい相談室（おおぞら・ほほえみ）	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				94	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）との連携	千葉県が民間に委託して行なっている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課（千葉県）
				95	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども（者）やその家族からの総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
				96	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館（こども発達センター）
			② 社会適応の難しい青少年への支援の充実	97	適応指導教室	主に不登校について教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、学校復帰をめざして、支援する教室を運営します。	教育研究所
				98	青少年の健全育成事業（非行防止）	少年補導員の協力を得て、街頭補導活動を行い注意や助言を行ないます。	子どもわかもの課
				99	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応しています。また、相談員の質の向上に向けた研修を充実させていきます。	子どもわかもの課
				100	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
II 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てできる	II-1 子育ての充実感を持つことができる	II-1- (1) 子育てを楽しく感じられる機会を持つ	① 出産・子育てを想像できる機会の確保	101	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				102	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。（妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等）交付の際は、保健師が面接し必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				103	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
				104	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。	子どもわかもの課
				105	マイ保育所（園）・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
			② 親子の交流や情報提供の場の充実	106	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				107	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
				108	子育てホームページ（まつどあ）	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てホームページを管理・運営します。インターネットを活用して個人個人に必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課
				109	子育てガイドブックの発行	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てガイドブックを発行します。	子育て支援課
				110	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
				111	まつど子育て応援大作戦事業～まつどりーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるよう、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々などと連携し、子どもを温かく見守り、子育てを応援する取組みを構築します。	子育て支援課 市民課 IT推進課 商工振興課
				112	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				113	おやこクラブ	親子間のコミュニケーションを深める一助となることを目的に講座を実施しています。	生涯学習推進課
				114	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供しています。	生涯学習推進課
		II-1- (2) 父親の育児参加を促進する機会をつくる	① 父親参画の事業の充実	115	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
				116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				117	子どもから広がる地域づくり事業（パパ講座）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動を行います。	子育て支援課
II-2 親の不安を軽減する	II-2- (1) 親が相談できる場所がある		① 相談体制の充実・連携	118	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
				119	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				120	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の健康相談室に常駐し、母子健康手帳、育児相談、健康相談、健診等各種届出などを行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				121	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				122	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (子ども発達センター)
				123	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				124	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				125	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				126	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				127	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
				128	ゆうまつどこころの相談	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる女性を対象に、専門の女性カウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
				129	児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け、対応します。他機関との連絡調整などを総合的に行います。	子ども家庭相談課
				130	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				131	中核地域生活支援センター(ほっとねっと)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
				132	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
		II-2-(2) 子どもの育ちについて学ぶ機会をつくる	① 子育ての悩みを共有できる機会の確保	133	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				134	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				135	マイ保育所(園)・マイ広場	地域の身近な保育所(園)・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
				136	★地域子育て支援拠点事業(おやこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				137	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
				138	保育所・保育園の地域交流	保育所(園)の児童と地域の乳幼児との交流や保育所(園)の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
				139	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
				140	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
			② 親としての学びや子どもの育ちについての学習機会の提供	141	個育てサロン	親子で、個性を育む絵本や雑誌・図書をみたり、語り合ったりする場を設けています。	男女共同参画課
				142	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				143	マイ保育所(園)・マイ広場	地域の身近な保育所(園)・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				144	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
				145	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんとお親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				146	離乳食教室	生後4～5か月頃の赤ちゃんをもつ親を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての説明と離乳食の作り方を実演します。	健康推進課
				147	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
				148	わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を2歳から3歳5か月までの時期に（3回）実施します。	健康推進課
				149	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。（保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				150	親のための性教育	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるよう取り組んでいきます。	子ども家庭相談課（母子保健担当室） 男女共同参画課
				151	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
		II-2-(3) 支援を必要とする家庭へのサポートを充実させる	① ひとり親家庭への支援の充実	152	ひとり親家庭に対する相談支援の充実	多様な相談に対して、各部署で実施する就業支援、学習支援、経済的支援がつながるよう、総合的な支援のための相談体制を整備します。	子育て支援課
				153	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				154	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				155	遺児手当	交通事故等により、両親又は片親をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課（児童給付担当室）
				156	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
				157	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
				158	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
				159	子どもの学習支援（生活困窮者対象）	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。	生活支援一課
				160	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課
			② 障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実	161	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館（こども発達センター）
				162	外来療育	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフがを行います。	健康福祉会館（こども発達センター）
				163	通園保育（児童発達支援）	就学前の障害を持つこどもを対象とし、日々通園する中で、生活や遊びを通して主に生活面を自立に向けていくために、保育を基盤とした支援を行います。	健康福祉会館（こども発達センター）
				164	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館（こども発達センター）
				165	障害児相談支援等	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 健康福祉会館（こども発達センター）

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等
				166 児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがよりできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっています。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				167 放課後等デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
				168 保育所等訪問支援事業 (障害児通所支援)	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
				169 ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
				170 中核地域生活支援センター(ほっとねと)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害を持つ子ども(者)、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
				171 松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
				172 心身障害児(者)一時介護料の助成	障害を持つ子ども(者)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課
				173 心身障害児(者)及び付添人交通費の助成	障害を持つ子ども(者)及び付添人が福祉施設・学校等に通った交通費を助成します。(市内在住の方)	障害福祉課
				174 心身障害児入学祝金	障害を持つ子どもが小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
				175 特別児童扶養手当	20歳未満の障害の持つ子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
				176 障害児福祉手当	20歳未満の重度の障害を持つ子どもに対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当てが支給されます。	障害福祉課
				177 心身障害児福祉手当	20歳未満の一定の要件を満たす、障害を持つ子どもに対して手当てが支給されます。	障害福祉課
				178 障害福祉サービス等	自宅での介護(ヘルパー)や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守りなどを行う地域生活支援事業など、障害を持つ子ども(者)やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課
			③ 外国人の子育て家庭への支援の充実	179 日本語学級学習支援	松戸市国際交流協会(MIEA)で行う事業の1つで、昼・夜の部とあり、3学期制の初級日本語教室を開催しています。	国際交流協会
				180 庁内通訳(英語・中国語)	庁内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行います。	文化観光課
				181 外国人の子どものための学習支援	認定NPO法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みをもつ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
				182 外国人の子どもへの日本語指導	外国人児童生徒への日本語指導支援スタッフの派遣を行っています。	指導課
			④ 子どもの虐待予防・対策の強化	183 ★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				184 健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				185 家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等
				186	★子どもを守る地域ネットワーク（松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。	子ども家庭相談課
				187	要支援家庭の相談・支援体制の構築	子ども家庭相談課
				188	★乳児家庭全戸訪問事業	子ども家庭相談課（母子保健担当室）
				189	児童家庭支援センターとの連携	子ども家庭相談課
			⑤ 生活基盤の安定のために経済的支援の充実	190	児童手当制度	子育て支援課（児童給付担当室）
				191	子ども医療費助成制度	子育て支援課（児童給付担当室）
				192	幼稚園就園奨励費補助金	幼児保育課
				193	私立幼稚園児補助金	幼児保育課
				194	私立幼稚園振興費補助金	幼児保育課
				195	入院助産制度	子ども家庭相談課
				196	出産育児一時金	国民健康保険課
				197	ひとり親家庭等医療費等助成制度	子育て支援課（児童給付担当室）
				198	児童扶養手当	子育て支援課（児童給付担当室）
				199	遺児手当	子育て支援課（児童給付担当室）
				200	高等学校修学資金・松本清奨学金	子育て支援課（児童給付担当室）
				201	高等学校入学資金貸付制度	子育て支援課（児童給付担当室）
	II-2- (4) 妊娠中から親と子の心身の健康づくりを推進		① 安心できる医療体制の充実	202	市立病院小児医療センター	市立病院）経営企画課
				203	市立病院地域周産期母子医療センター	市立病院）経営企画課
				204	夜間小児急病センター	地域医療課
				205	休日土曜日夜間歯科診療所	地域医療課
			② 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実	206	母子健康手帳の交付	子ども家庭相談課（母子保健担当室）

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				207	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおよこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				208	産後ケア事業	産後の親子の支援として、産科医療機関やファミリー・サポート・センターなどの関係機関と連携しサポート体制を充実します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				209	★妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				210	妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託医療機関で無料で健康診査を受けられます。	健康推進課
				211	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんを親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				212	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				213	健康推進員の家庭訪問	市から委嘱された健康推進員が、各担当地区の乳児の家庭訪問を行います。市民と市のパイプ役となって、市民の健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課
				214	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
				215	乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				216	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	健康推進課
				217	出産直後の育児支援事業	出産直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。	子育て支援課
				218	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	およこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				219	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				220	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				221	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。(保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				222	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、治療費の一部を助成します。国県の助成に上乗せを行うとともに、所得制限で対象となっていない方に助成を行うなど、さらに治療を受けやすい環境の整備をしていきます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				223	市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、医師・助産師との顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有や相談体制の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				224	★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
				225	わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防(歯と口腔の健康のため)の教室を2歳から3歳5か月までの時期に(3回)実施します。	健康推進課
				226	口腔保健教室	歯と口腔の健康のための歯科保健指導を行います。	健康推進課
				227	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等での実施を進めています。	健康推進課
	II-3 子育てと仕事を両立することができる	II-3-(1) 保育・子育て支援を充実させる	① 待機児童の解消	228	保育所の整備	幼稚園・保育所(園)・およこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等	
				229	小規模保育事業	0～2歳のお子さんを対象に、少人数（定員6～19人）で預かる保育事業で、新制度における「地域型保育」事業の一つに位置づけられています。	幼児保育課
				230	幼稚園の預かり保育の整備	在園中のお子さんを対象に幼稚園の通常の時間以外に別料金で保育を行なっています。在園児保護者の就労支援につながるよう事業を拡充していきます。	幼児保育課
				231	★利用支援 コンシェルジュの設置	多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた的確な施設等の利用案内を行ないます。	幼児保育課
				232	潜在保育士の再就職支援事業	潜在保育士の再就職に向けた研修を実施し、市内の保育所（園）での就労をサポートし、保育士確保を図ります。	幼児保育課
				233	認定こども園の推進	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23ヶ所の認定こども園への転換を図ります。	幼児保育課
			② 多様な保育ニーズの対応への充実	234	★一時預かり事業（保育所等、おやこD E広場等、幼稚園）	幼稚園・保育所（園）・おやこD E広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課 子育て支援課
				235	★子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。	子育て支援課
				236	★子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます（夜間・休日養護もあり）。	子育て支援課
				237	★病児・病後児保育事業	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。（※現在、病後児保育事業のみ行っています。）	子育て支援課
				238	★時間外保育事業（延長保育）	保育所（園）等へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。	幼児保育課
				239	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめていきます。	子育て支援課
				240	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこD E広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
				241	児童発達支援（障害児通所支援）	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 こども発達センター （健康福祉会館）
				242	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
				243	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 （こども発達センター）
				244	日中一時支援	障害を持つ子ども（者）の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設などで一時的に見守り等の支援をします。	障害福祉課
			③（放課後子ども総合プラン）再掲	245	放課後子ども総合プランの策定	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課
	II-3- (2) ワークライフバランスの啓発と就労支援を推進する		① ワークライフバランスの啓発と就労支援の充実	246	就労支援事業	若者や女性を対象にした就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。また、働く女性のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
				247	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラなど労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
				248	働きたい女性の就労支援コーナー	働きたいけど何をどうしていいのかわからない人から就職準備中の人までを対象に、幅広い情報を用意しています。	男女共同参画課
				249	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課

＜関連実施事業一覧＞

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等				
				250	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課			
				251	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課			
				252	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課			
Ⅲ 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える	Ⅲ-1- 子育て家庭が暮らしやすい街づくり	Ⅲ-1- (1) 子どもを犯罪や災害から守る	① 安全対策の強化	253	こども110番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課			
				254	自主防犯パトロール事業	防犯団体・町会・ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	市民安全課			
				255	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時などに見回りを実施しています。	保健体育課			
				256	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを強化しています。	市民安全課			
				257	町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	市民安全課			
				258	商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校時の見守り、声かけなどを実施しています。	商工振興課			
				259	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員と少年センター職員が計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを込め補導活動を行います。	子どもわかもの課 少年センター			
				260	防犯カメラの設置	市では、住宅街などの治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を推進しています。	市民安全課			
				261	安心・安全情報メール不審者情報	火災・風水害などの災害情報や不審者・犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする「松戸市安全安心情報」のメール配信サービスです。	市民安全課			
				262	防犯・防災・災害についての講座	「地域災害に対する備え」「地域の防犯対策について」「わが家の耐震対策」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課 市民安全課 建築指導課			
				Ⅲ-1- (2) 子育てしやすい住環境をつくる	① 安心して外出できる環境づくり	263	授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぼけっと)の提供事業	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課 商工振興課	
						264	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成など、まちづくりを推進します。	街づくり課	
				Ⅲ-2 子どもからつながる地域づくり	Ⅲ-2- (1) 地域で子育てに関わるネットワークを充実させる	① 学校を中心とした家庭と地域の連携	265	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
							266	家庭教育支援の取組み	身近な地域で、家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加するさまざまな取組みや講座などの学習機会を提供したり、家庭教育に関する情報提供などのしくみを充実していきます。	生涯学習推進課
							267	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応することができるように研修を充実させていきます。	子どもわかもの課
							268	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
							269	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供ができるように子育てフェスティバルを開催します。	子育て支援課
270	聖徳大学・伊勢丹との三者協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的とし、協定を締結します。	子育て支援課 政策推進課 商工振興課							
271	子育て関係機関の情報交換会	それぞれの地域の支援者が集まり、情報を共有し連携することで、地域の子育て支援環境の整備を推進し、支援が必要な人に支援が行き届くようなネットワークを構築します。	子育て支援課							
272	子ども・子育て会議	保護者等を含む子ども・子育て支援の当事者の意見を聴く会議であり、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などを行います。	子育て支援課							
273	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じて楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課							
			② 子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実							

<関連実施事業一覧>

※網掛けは重点的取組みの事業です。

目標	施策の方向	施策	取組み	事業名称	概要	担当部署等		
				274	自立支援協議会 (こども部会)	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。地域の子育て支援施設等と連携します。	障害福祉課	
		III-2- (2) 地域で子どもとふれあう機会を増やす	① 子どもを支援する人材の育成	275	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課	
	276			子どもから広がる地域づくり事業 (子育て応援団養成講座)	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動を行います。	子育て支援課		
	277			中高生と乳幼児のふれあい体験	高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児との触れ合い体験を市内の中学・高校で実施しています。	子どもわかもの課		
			② 地域の世代間交流の充実		278	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
	279				子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課	
	280				スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課	
	281				地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、お祭りや運動会などのイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会	
	282				青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。 (こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等)	子どもわかもの課	
	283				子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課	
			③ 豊富な知識・経験を持つ地域の人々が活躍する機会の充実		284	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
	285				まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会	
	286				子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課	
	287				市民活動団体	地域課題に取り組む市民活動団体の活動に対し、支援を行います。	市民自治課	

★ 子ども・子育て支援新制度に位置づけられた地域の子育て支援事業です。

用語説明

※50音順

用語	説明
NPO法人	NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みを基にした、必要な施設や事業の方策です。
家庭的保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。
高齢者人口	65歳以上の人口です。
子ども	本計画で示す「子ども」は、18歳未満の人をいいます。
子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援に関する新たな制度について規定しています。
事業所内保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行などを踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを定める法律です。

用 語	説 明
施設型給付	保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置です。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した特定教育・保育施設に支払います。
就学前の教育・保育	就学前児童が、特定教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所（園）や特定地域型保育事業である小規模保育事業などにおいて受ける、教育・保育を示します。
小規模保育事業	主に満3歳未満の児童を対象とした、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口です。
総合教育会議	市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議です。
第三者評価	福祉事業において、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものです。
地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額になります。
地域周産期母子医療センター	産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる、県により認定を受けた医療施設です。
認可外保育施設	認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。
認可保育所	認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。
年少人口	0歳から14歳までの人口です。

用語	説明
評価指標	本計画で示す政策目的の達成度を計る指標として、意識調査や経年変化、事業の計画目標量などを基に定めます。
放課後KIDSルーム	すべての子どもを対象として、放課後において学校の図書館などで、学習や様々な体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取組みです。
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室（松戸市での呼称「放課後KIDSルーム」）の計画的な整備などを進めることを目的とした地方自治体で定める計画です。
母体搬送ネットワーク連携病院	周産期に係る比較的高度な医療を提供し、24時間体制で患者を受け入れる医療施設のことであり、千葉県内の周産期医療センターとともにネットワークを組んでいます。
松戸市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する「審議会その他合議制の機関」であり、「松戸市子ども・子育て会議条例」により設置しています。
松戸市総合計画	「人」「地域」「都市」の視点から、市民一人ひとりがまちの主人公として「緑花清流」のある豊かな自然環境の中で、健康でいきいきした生活を営み、個性と活力ある新たなライフスタイルを創造できるまちづくりを進めることをテーマとした、松戸市においてより豊かな市民生活を実現するための市民本位の計画です。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。
幼稚園	施設や設備の構造など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事が認可し設置された教育施設です。
量の見込み	ある事業を、どのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数です。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としています。



松戸市子ども総合計画

発行 松戸市
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5
TEL : 047-366-7347
FAX : 047-365-1009
編集 松戸市 子ども部 子育て支援課